

# 令和8年(2026年)度(令和9年(2027年)度実施分) 尼崎市市民提案制度 提案募集要領

## 確定版

### 1 募集期間及び応募方法等

募集期間	令和8年(2026年)5月1日(金曜日)から6月30日(火曜日)まで ※必着
提出資料	エントリーシート(様式第1号) ※直近の活動報告書及び収支決算書、定款、規約、会則等を添付のこと
提出先	尼崎市 地域協働局 協働推進課までメール、ファックス、郵送、持参 〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 電話 06-6489-6153 ファックス 06-6489-6173 メール <a href="mailto:ama-shiminteian@city.amagasaki.hyogo.jp">ama-shiminteian@city.amagasaki.hyogo.jp</a> (本制度専用アドレス)
問合せ	制度内容の問い合わせ・提案内容の事前の相談を随時受け付けます。 特に本制度に初めてご提案いただく団体におかれては、 <u>制度趣旨のご案内や提案内容・応募要件などを確認しますので、事前にご相談いただくことをおすすめします。</u>

### 2 募集内容(事業の要件)

自由なテーマ・発想で課題解決の手法をご提案ください。手法の実施方法は、①委託事業、②協働事業(協働実施及び補助金等の交付)、③その他連携事業があり、それぞれ要件は次のとおりです。

※提案時に①～③を決める必要はありません。提案内容等に応じて市と協議する中で決定します

共通	<input type="checkbox"/> 公益的な事業であること(営利を目的とする事業は不可) <input type="checkbox"/> 予算の見積もりが適正であること <input type="checkbox"/> 本市の総合計画の方向性に沿ったものであること
	<input type="checkbox"/> 市が実施する事業(新規又は既存)を委託化する提案で、市が直接実施するより、サービスの質やコスト面等において付加価値があり、市民にとって有益なもの <input type="checkbox"/> 現行と同一の事業内容のまま、単にコストを低減させるものでないこと(複数の事業を単にまとめることによってコスト低減を図るものも不可) ※委託事業と合わせて自主事業を行うことを含む提案は可(委託事業の効果を向上させる目的であること、委託事業との収支の別が明確であること) ※市と役割分担するなど、協働して委託事業を実施することを含む提案は可
	<input type="checkbox"/> 市と協働で取り組むことで、 <u>地域課題や社会的課題の解決が図られる事業</u> <input type="checkbox"/> 協働の役割分担が適切で、市との協働実施により、相乗効果が高まる事業 <input type="checkbox"/> 先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、市民の視点からの取組である事業
	その他連携事業 委託事業、協働事業に拠れない場合であっても、共催、後援、既存事業等における連携などによって、協働の取組を行うことを目指します。

### 3 団体の要件

公益的な事業を担う上で十分な実施能力を有すると客観的に判断される団体（原則として、次の全ての項目を満たす団体）

- 団体としての活動期間が原則として1年以上であること
- 5人以上の構成員で組織している団体であること
- 組織の運営に関する定款、規約又は会則を定めていること
- 団体の予算、決算について適正な会計処理が行われていること

※次に該当する場合は、提案できません

- 事業
  - ・営利を主たる目的とする事業
  - ・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
  - ・政治、宗教、選挙活動を目的とする事業
  - ・施設等の建設又は整備を主たる目的とする事業
  - ・国、地方公共団体（本市を含む）及びそれらの外郭団体から助成等を受けている事業
  - ・法・条例等に違反する事業
  - ・公序良俗に反する事業
  - ・暴力団等の利益になるとき
- 団体
  - ・市が事務局に参加している団体。ただし、外郭団体及び外郭団体に類する団体を除く
  - ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
  - ・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
  - ・公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職の候補者及び候補者になろうとするもの若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
  - ・尼崎市暴力団排除条例に規定する第2条第4号、第5号及び第7号に該当する団体
  - ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体

### 4 経費の考え方

委託事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・市が委託料を支払う</li><li>・既存事業への提案は募集年度の当初予算における事業費（人件費を含む）※を目安とすること。ただし、新規事業及び予算の増額を伴う提案も可とする。</li></ul> <p>※提案の時点では、令和7年度の「事務事業シート」を参考としてください。 事務事業シートは、市ホームページ (<a href="https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/si_torikumi/005zimuzigyou/1041885.html">https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/si_torikumi/005zimuzigyou/1041885.html</a>) でご覧いただけます。</p>
協働事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・市が補助金を支払う</li><li>・別表に定める対象経費について、1事業あたり概ね30万円以内</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・連携手法や実施内容等に応じて別途協議</li></ul>

(別表)

科目	対象となる経費 (いずれも事業実施に係るもののみ)	原則対象とならない経費
報 償 費	講師謝礼等	別途委託料等を支払う相手への二重払いとなりうる謝礼等
交 通 費	講師、ボランティア等の交通費	団体構成員の定期券代等
消 耗 品 費	事務用品等	参加者への景品、記念品等
印 刷 費	チラシ、ポスター等の印刷費	団体の会報等の印刷費
通 信 運 搬 費	チラシ、ポスター等の送料等	電話料、会報等の送料
保 険 料	ボランティア保険料等	
委 託 料	会場等の設営等の委託費用	
使 用 料	会場使用料、機材レンタル料等	視察や研修のみのバス借上料等
食 糧 費	講師の飲食費等 (右記の場合を除く)	懇親会や慰労会等での飲食費、手土産等
備 品 購 入 費	備品購入費 (補助額の2割以内)	個人所得となる備品の購入、修繕費用等
人 件 費	団体構成員の人件費 (補助額の2割以内)	
賃 金	アルバイト等への賃金	
そ の 他		支出の根拠が確認できないもの 団体の事務所等の家賃、光熱水費等 特定の団体に所属するための会費等 施設整備費 慶弔費、見舞金等 財産の取得等に係る経費

※人件費は「時間当たりの任意の額 (最低賃金以上で一般に許容される程度の額) ×時間数」で算出する

## 5 提案内容を検討する上で参考となる資料

### (1) 市の既存事業

市の既存事業については、「事務事業シート」をご参照ください。

事務事業シートは、市ホームページ ([https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/si\\_torikumi/005zimuzigyoyou/1041885.html](https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/si_torikumi/005zimuzigyoyou/1041885.html)) でご覧いただけます。

### (2) 市が設定する提案テーマ

次の項目は、本制度の募集を行うにあたり、庁内各局や職員個人のアイデアを基に定めた提案テーマの一覧です。詳細については、制度所管課にお問い合わせください。

No.1 市民等の「たばこ」「ごみ」「自転車（交通安全）」のマナー意識の向上を図る取組	
募集内容	ファミリー世帯の主な転出要因となっている「たばこ」「ごみ」「自転車（交通安全）」のマナーについて、市民等の意識向上につながる新たな取組のアイデアを募集します。
募集理由	マナー向上については、個々のモラルに基づくものであり、一朝一夕に改善することは困難であることから、マナーに対する意識が少しずつ変容し、市民の生活に根付く取組を行う必要があります。
ポイント	ポスターの掲示など既存の周知啓発・PR手法とは異なる、効果的に市民生活に浸透させていくような、柔軟な発想を生かした提案を期待します。
所管課	危機管理安全局 生活安全・マナー向上推進課

No.2 市民が市政に関心を持つための取組	
募集内容	市民が市政に興味関心を持ち、民間提案制度への提案提出等を促進する手法の提案を募集します。
募集理由	より良いまちづくりを進める上では、各種の課題解決に向けた民間のアイデアや、行政と民間が協働した取組が必要です。 全市民向けアンケートの中で、市政参画の手法については、全市民6割以上の方が「知らない」と回答しており、まずは様々な制度の存在を知ってもらい、活用できることを認識してもらう必要があると考えています。
ポイント	尼崎市民提案制度やあまがさき Web アンケートといった既存の取組がある中で、市民がこうした取組へアプローチし、市政に関心を持って提案や意思表示するといった行動へ移すため、魅力的な広報など、アプローチしやすい環境作りや市政に関心を持つきっかけ作りに繋がる提案を期待します。
所管課	地域協働局 協働推進課

No. 3	立花地区における既存コミュニティの活性化につながる取組
募集内容	立花地区における既存コミュニティの活性化につながる提案を募集します。
募集理由	現在、立花地区には従来からの住民に加え、他の地域からの転居者や外国人など、様々な住民が暮らしています。時代とともに地域に住む人が変わり地域課題も多様化する中で、地域の住民同士の助け合い・支えあいを基盤として、安全で安心して暮らせる地域としていくためには、日頃から地域に住む住民どうしの顔の見える関係性が一層重要になると考えています。
ポイント	将来的な地域の状況をふまえた提案を期待します。
所管課	地域協働局 立花地域課

No. 4	立花地区における青少年の居場所づくり
募集内容	立花地区における青少年の居場所づくりの提案を募集します。
募集理由	立花地区では、旧青少年センターの移転後、家でも学校でもない青少年の「第三の居場所」を開設しています。今後、より多くの方々とともに連携して取り組むことで、地域全体で青少年の成長を支えていきたい考えです。
ポイント	青少年の支援に関する豊富な経験やノウハウを生かした提案を期待します。
所管課	地域協働局 立花地域課

No. 5	立花地区におけるプラットフォームづくり
募集内容	立花地区で、多様な方々が交流し、互いを知り、地域の課題解決や魅力向上の取組が生まれるようなプラットフォームを、ともにより良いものにする提案を募集します。
募集理由	立花地区では、令和2年11月から「立花かいわい会」というプラットフォームを月1回設けています。地域の活性化や地域課題の解決を目指すには、地域住民が主体性を持って立花かいわい会に参加し、自ら意見やアイデア持ち寄り住民同士が共に考え行動をしていく事が必要と考えます。
ポイント	多様な方々が互いを尊重し合い、気軽に集まりたくなるような、また、参加者の主体性が生まれるような工夫のある場づくりに関する提案を期待します。
所管課	地域協働局 立花地域課

No. 6 朝の送り出しに課題を抱えた家庭に対する登校・登園支援の提案	
募集内容	小学校や保育所等への朝の送り出しに課題を抱えた家庭に対する支援取組みの提案を募集します。
募集理由	朝、小学校や保育所へ行きたくてもなかなか家を出られない等、毎日の登校・登園に課題を抱えている子どもや保護者の方がいます。 登校・登園がしやすいよう、そのような子どもや保護者の方への声かけや、地域で登校・登園を見守る仕組みづくりが必要と考えています。
ポイント	登校・登園支援については、行政サービスで対応しきれない部分も多く、地域のノウハウや支えが必要と感じています。柔軟な発想での提案を期待します。
所管課	こども青少年局 北部・南部こども家庭支援担当

No. 7 児童福祉司等専門職採用につながる効果的な PR	
募集内容	いくしあ・児童相談所に配置する専門職の採用につながる効果的な広報活動等の提案を募集します。
募集理由	いくしあ及び児童相談所においては、安定的に人材を確保し、専門職として本来の能力を十分に発揮できる環境を作ることが子育て家庭への丁寧な支援を行う上でも重要です。尼崎市の魅力を発信するとともに、いくしあ・児童相談所で働くことに関心をもってもらうことが、安定的な人材確保につながると考えています。
ポイント	いくしあ・児童相談所業務への正しい理解と魅力を発信する広報活動等について、福祉関係等に興味を持つ方からの採用試験への応募につながるような、民間ならではの新しい発想の提案を期待します。
所管課	こども青少年局 こども企画推進課

No. 8 保育施設や保育士の仕事の魅力発信	
募集内容	尼崎市内の保育施設、また保育の仕事の魅力を収集し、様々なツールを活用して、市内外に広く情報発信するなどの取組の提案を募集します。
募集理由	現在、不適切保育等の就学前保育施設のネガティブなニュースや少子化の影響と相まって保育士養成校を志望する学生自体が減少している状況にあります。 現在、専用ホームページを通じて各保育施設が PR を行っている中、第三者的な視点から保育施設や保育士の仕事の魅力を発信し、特に高校生世代から保育職場の魅力を知ってもらうことや、現在保育職場を離れている人にも再認識されることが必要と考えています。
ポイント	新規の予算要求を前提としており、事業費は本市の財政状況を踏まえて協議の中で検討します。また、取材等に当たっては、各保育施設と事前打ち合わせの上、個人情報や肖像権等に留意する必要があります。
所管課	こども青少年局 保育運営支援課

No. 9 食品ロス削減に係る取組【新】	
募集内容	食べ残し、過剰除去、消費・賞味期限切れ等により、本来食べることができるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」を減らすため、効果的な啓発手段や取組について提案を募集します。
募集理由	本市の燃やすごみには食品ロスが約11%(令和7年度)も含まれており、ごみの減量化に向け、食品ロスの問題は重要な課題です。 本市では、これまで啓発活動を中心に食品ロス削減に取り組んできましたが、その一方で削減効果が市民や事業者にとってイメージしにくいという課題もあります。そのため、今後は啓発活動と併せて、削減効果が具体的に把握できる取組を進めていく必要があります。
ポイント	意識啓発にとどまらず、食品ロスの削減量や発生抑制効果を数値等で見込むことができる提案を期待します。
所管課	経済環境局 ごみ減量政策担当

No. 10 公共施設跡地・未利用地利活用	
募集内容	公共施設等の跡地や事業予定地のうち、一時的に未利用となっているものの暫定利用に関する提案を募集します。
募集理由	諸般の事情により未利用となっている市有地があり、市場価値や地域需要等を踏まえた利活用により、機会損失を防ぎ、今後の土地利用の参考としたいと考えています。
ポイント	対象となるのは、別表のとおりです。 ・いずれも、利用期間中、敷地内の除草等の維持管理が必要です。 ・並行して公募貸付けによる募集を行うため、公募貸付による年間最低貸付料同等の歳入が得られる提案とします。なお、貸付先が決定次第、本制度での募集も終了します。 また、事業費は本市の財政状況を踏まえて協議の中で検討します。
所管課	都市整備局 まちづくり戦略推進担当

【No. 10 別表】

所在地	地目	地積(m <sup>2</sup> )	留意事項
食満1丁目74	宅地	94.37	
食満1丁目75	宅地	879.09	
南塚口町3丁目699-1	田	5.83	敷地内の一部に埋設管があり、掘削等の行為に制限がある
南塚口町3丁目699-3	田	771	
寺町24、24-6	宅地	44.64	
田能5丁目714-7の一部	雑種地	474.2	
田能5丁目714-31	雑種地	114.00	
田能5丁目725-8	山林	0.47	
大庄西町2丁目605	宅地	773.87	旧武庫川住宅跡地
猪名寺2丁目26-14	宅地	250.38	ほか4筆

No. 11 みんなで支える公共交通の利用促進のアイデア	
募集内容	公共交通の一つであるバス交通を末永く維持するために、新たな視点や自由な発想による情報発信やイベントの実施、その他路線バスの利用促進につながる効果的なアイデアの提案を募集します。
募集理由	限られた財源の中でバス交通を維持していくためには、多くの方に路線バスをご利用いただき、「みんなで支える」ことが重要です。バス事業者や市も、これまで様々な手法で利用促進に取り組んでいますが、目に見えてわかる利用者の増加にはつながっていません。継続的なバスの利用及びバス交通の維持につなげるためにも、バスを身近に感じ、みんなで支える意識を醸成したいと考えています。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近に感じ、みんなで支える意識の醸成に寄与する市民参加型のアイデアを期待します。</li> <li>・情報発信については、市の広報ツールを使用するなどの共同発信の提案も可能です。(内容によっては調整が必要となる場合もあります。)</li> </ul>
所管課	都市整備局 交通戦略推進担当

No. 12 企業送迎バスの有効活用につながる取組	
募集内容	相乗りや共同運行など、既存及びこれから導入予定の自社の資源（送迎バス）を他者と共有し、有効活用を図るアイデアを募集します。
募集理由	市民等の移動を支えるためには、公共交通に留まらず、地域の輸送資源を総動員した持続可能な仕組みの構築が求められることから、企業等が運行する送迎バスの活用も視野に入れた交通サービスの構築を検討したいと考えています。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在市内で送迎バスを運行している、又は導入予定のある企業等からの提案を求めます。</li> <li>・市全体だけではなく、一部の地域を対象とするアイデアも期待します。</li> <li>・相乗り相手の募集など、実施に向けては市と一緒に調整します。</li> <li>・アイデアの実現に向けて希望や条件等がある場合は、その内容も提示してください。</li> </ul>
所管課	都市整備局 交通戦略推進担当 経済環境局 産業政策課

No. 13 「ちょっといいな」があふれるまちの景観の魅力発信の取組	
募集内容	市民・事業者の方々が考える、お気に入りのまちの景観（風景・景色）に関する情報（写真、絵、歴史エピソード、豆知識など）を収集し、様々なツールを活用して市内外に広く情報発信するなどの取組の提案を募集します。
募集理由	現在、本市の景観の魅力を伝える取組として、5年に1回、景観に寄与する優れた建築物や活動等の表彰を行い、その魅力をパンフレットや市ホームページなどで情報発信を行っていますが、今後、より多くの方々に、様々なまちの景観の魅力を伝えていきたいと考えています。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集及び発信する内容は、地域の魅力的な風景・景色や景観に関する個人レベルで行う取組事例等です。</li> <li>・情報発信の手法については、市の広報ツールを使用するなどの共同発信の提案も可能です。（内容により調整必要な場合あり）</li> </ul>
所管課	都市整備局 開発指導課

No. 14 住宅の耐震化促進につながる取組	
募集内容	住宅の耐震性の重要性が広く知られ、耐震性の向上につながるための取組の提案を募集します
募集理由	本市では、昭和56年5月以前の住宅について簡易耐震診断を実施しています。現状、申請数が伸び悩んでいます。命にかかわるものであり、耐震性向上の重要性を広く知ってほしい考えです。 申請のある住宅にお住まいの方は高齢者が多く、インターネットの利用に馴染みのない傾向にあります。一方で、若年層に対する有効な意識醸成も必要と考えています。
ポイント	若年層から高齢者まで、幅広く市民に対して重要性が伝わる啓発方法の提案を期待します。
所管課	都市整備局 建築指導課

No. 15 ほこみち制度の活用に向けた取組	
募集内容	<p>まちの賑わいづくりに道路を使ってみませんか？</p> <p>尼崎市が管理する道路を使った制度（ほこみち制度）の活用方法の提案を募集します。</p>
募集理由	<p>令和2年度に創設された新たな制度（ほこみち制度）については、尼崎市ではまだ活用事例がなく、この制度を用いて道路を活用し官民連携のまちづくりの可能性を広げたいと考えています。</p>
ポイント	<p>次の事項に留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施できる期間：市民提案制度による実施期間は最大3年間とし、以降ほこみち制度に移行し5年毎に更新可能です。</li> <li>・実施できる場所：尼崎市道（歩道幅員の確保等の制限があるため要相談）</li> <li>・費用①道路占用料：市民提案制度による実施期間は無料、ほこみち制度に移行後は有料（令和8年時点）</li> <li>②道路使用許可手数料：2,000円（令和8年時点。詳細については管轄警察署まで）</li> <li>・実施場所周辺の清掃や除草など行ってください。</li> </ul> <p>※制度の詳しい内容や条件につきましては、下記の国交省ホームページをご確認ください。（「国土交通省 ほこみち」とご検索ください。）</p> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/index.html">https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/index.html</a></p>
所管課	都市整備局 道路課

No. 16 消防団員応援事業所登録事業の拡充【新】	
募集内容	<p>尼崎市は、公益財団法人兵庫県消防協会と連携し、消防団員応援事業所登録事業（以下、「事業」という）を推進しています。</p> <p>この事業の認知度向上を図り、応援事業所の新規開拓につながる提案を募集します。</p>
募集理由	<p>この事業は、市内の事業所のうち、趣旨に御賛同いただける事業所を「消防団員応援事業所」として登録し、消防団員を対象に一定の特典を設けていただくことで、消防団員を地域全体で応援する機運を高め、消防団員の確保につなげることを目的とした取組です。</p> <p>令和8年1月1日現在、尼崎市内で登録されている消防団員応援事業所は24事業所と極めて少なく、十分な事業効果を上げられていません。</p> <p>単に登録数を増やすだけでなく、事業所側にインセンティブが得られる仕組みの構築、消防団への理解促進、消防団員のやりがい創出につながるような仕掛けが必要と考えています。</p>
ポイント	<p>WebページやSNS等の広報媒体を活用した広報の充実だけに留まらない、自由でユニークな手法での提案も期待します。</p>
所管課	消防局 企画管理課

No. 17 尼崎市消防団のメモリアルイヤーを消防団員とともに盛り上げる取組【新】	
募集内容	<p>令和9年は、全国に消防団が組織されて80周年を迎えるとともに、かつて旧町村単位で市内に組織されていた6消防団が1消防団に統合され、現在の尼崎市消防団が発足して65周年の節目の年に当たります。</p> <p>この記念すべきメモリアルイヤーを消防団員とともに盛り上げ、消防団の活性化へとつながる取組を募集します。</p>
募集理由	<p>全国的に消防団員の減少が課題とされるなか、尼崎市消防団も将来の担い手不足や団員の高齢化等の課題を抱えています。</p> <p>記念すべきメモリアルイヤーの機を捉え、将来にわたって持続可能な消防団のあり様等について、消防団員とともに考え、行動できるような取組を市民や団体の皆さんと一緒に作っていきたいと考えています。</p>
ポイント	新規の予算要求を前提としており、事業費は本市の財政状況等を踏まえ、協議の中で検討します
所管課	消防局 企画管理課

No. 18 感震ブレーカーの普及促進について【新】	
募集内容	地震発生時の通電火災を防止するための「感震ブレーカー」について、普及促進させる手法を募集します。
募集理由	<p>感震ブレーカーについては、尼崎市火災予防条例の一部改正を行い（令和8年2月議会上申）、今後、市としては大規模地震時の電気火災対策として普及啓発していきたい考えです。</p> <p>現状は、市ホームページへの掲載、火災予防広報キャンペーン等でのチラシ配り等により普及啓発を行っておりますが、まだまだ認識率は低く、今後、さらに幅広く周知していく必要があります。</p>
ポイント	<p>感震ブレーカーには様々な種類があり、どの製品を設置してよいかわかりにくいことや、取扱店が少ないことも課題となっています。</p> <p>加えて、通電火災が起こる仕組みや、感震ブレーカーの役割についても理解してもらうための仕掛けが必要です。</p>
所管課	消防局 予防課

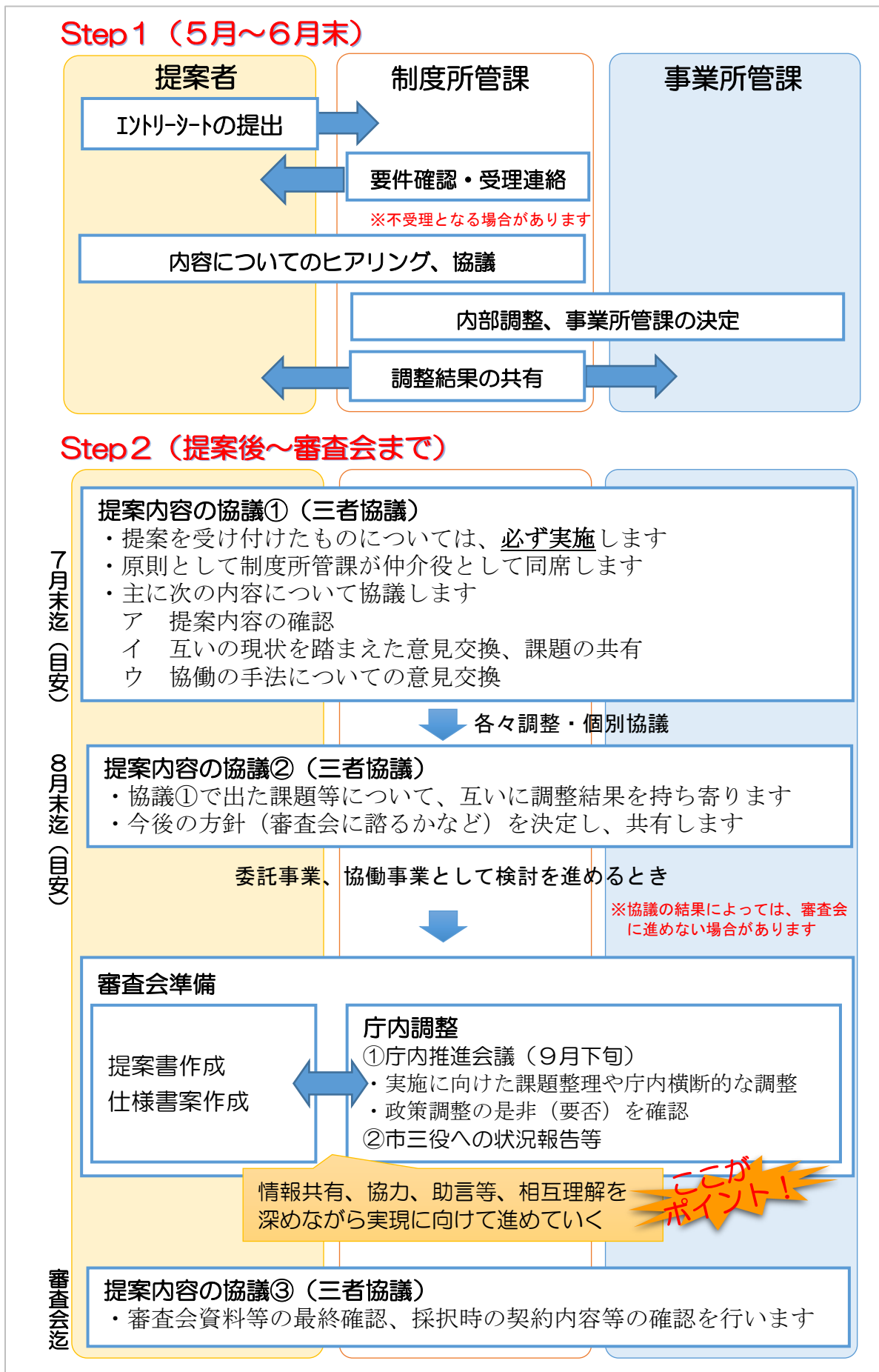
No. 19	救急車の適正利用の促進
募集内容	救急車適正利用及び民間搬送業務のPR手法の提案を募集します。
募集理由	<p>尼崎市では、高齢化による救急需要の増加が見込まれる中、緊急を要さない救急要請も見受けられます。</p> <p>市民へこうした救急需要の実態や救急車の適正な利用についての認知を広め、安定的な救急搬送を維持することが必要と考えています。</p>
ポイント	<p>兵庫県では令和7年度に救急安心センター事業（#7119）が導入され、救急要請を行う前に、救急を要するか否かを相談できるサービスが始まっています。また、患者搬送事業者、介護タクシーなどの民間事業者による搬送業務についても一般的に行われている状況です。</p> <p>本市としてもこうした既存サービスを市民に認知してもらうことにより、適正利用の促進に繋がると期待しており、提案の内容にこうしたサービスのPRを盛り込んでもらうことも可能とします。</p>
所管課	消防局 救急課

No. 20	マンホールトイレ設営手順等の習得に向けた効果的な取組
募集内容	地域住民がマンホールトイレの設営手順等を習得するために、効果的な提案や取組を募集します。
募集理由	<p>災害時に避難所である学校のトイレが使用できなくなった場合に備え、体育館付近にマンホールトイレの整備を進めています。</p> <p>被災時には地域住民が主体となって設営等を行えるようになると、早期にトイレ機能の確保ができ、避難所の良好な衛生環境を保つことが可能となります。</p> <p>しかし、地域によっては高齢化が進み、担い手が不足していたり、訓練を重ねることも難しい場合があったりと、手順の習得までには色々な課題があります。</p>
ポイント	提案については、民間のノウハウや地域住民との独自の繋がりを活かした提案に期待します。市域全体に関わるもの、もしくは地域を限定するものであっても、どちらでも可能です。
所管課	公営企業局 下水道建設課

No. 21	歴史博物館の魅力ある情報発信の提案
募集内容	歴史博物館の事業について、利用者目線での魅力的かつ効果的な PR 手法の提案を募集します。
募集理由	歴史博物館では尼崎にまつわる様々な歴史の展示を行っているほか、各種の講座やボランティア活動、地域資料を活用したレファレンス・サービスなど多岐にわたる事業を展開しています。こうした歴史博物館の活動をより広く PR するために従来の情報発信をみなおし、利用者増につなげたいと考えています。
ポイント	現在行っている PR は主に Web ページによるもので、アンケートでも Web ページを見て来館された方の割合が高く、魅力あるコンテンツを取り入れることで来館者が見込めると期待しています。その他、Web ページに限らず新たな媒体や手法を活用した PR についても、斬新でユニークなアイデアを期待しています。
所管課	教育委員会事務局 歴史博物館

## 参考 1 提案後の流れ① 協議

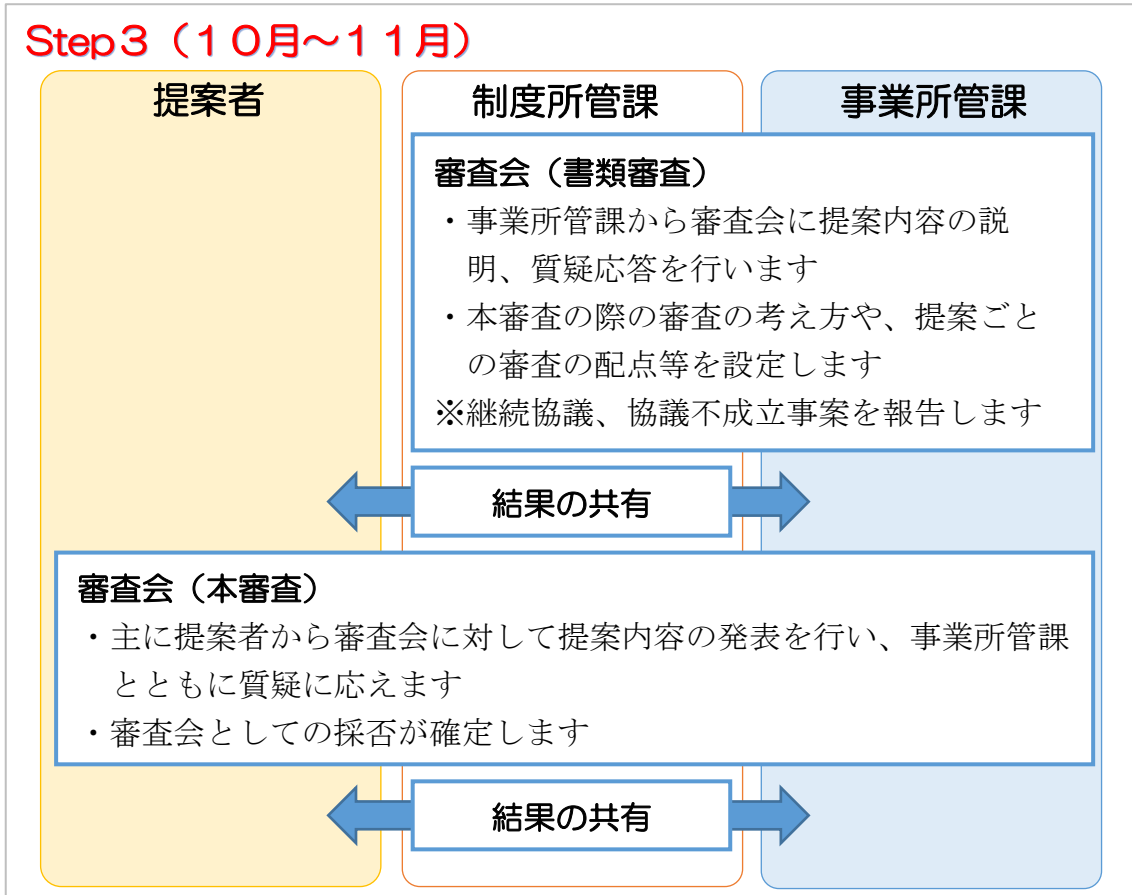
提案の提出から協議までは、次の要領で行います（市民提案制度・協働契約活用ガイドより）



💡 Step 1 の期間外も提案の問合せはお受けしています

## 参考2 提案後の流れ② 審査

審査は、次の要領で行います（市民提案制度・協働契約活用ガイドより）



審査項目は次のとおりです

共通審査項目
市民ニーズや課題の把握、目標設定が的確であること
課題及び目標に対する手法が的確であること
提案事業の実施により、サービスを受ける市民等のシチズンシップの向上や、提案者の公共的分野を担う力の向上につながる
事業計画及び収支計画が適正かつ実現可能であること
提案者に事業実施能力が認められること
継続性や発展性、他の事業との連携が期待できること
委託事業
独自のノウハウや強みが活かされており、市が直接実施するよりも、①質の高いサービスが期待できること、また、②効率的で経費の削減につながる
市民の社会活動や起業、雇用創出等、地域経済の活性化が期待できること
協働事業
先駆性、新規性が認められ、モデル事業となり得ること
公益性が認められ、また、公平性が確保されていること
市と協働することにより、効果的な課題解決など、相乗効果を期待できること

※各項目は、細分化されることがあります。配点は、各項目の基準点に加え、提案内容に応じた追加配点項目（書類審査時に決定）から成ります。

### 参考3 提案後の流れ③ 採択後の流れ

採択後の流れは次のとおりです。(市民提案制度・協働契約活用ガイドより)

#### 講習会の受講

- ・提案を行った年度内に、事業内容や官民の協働、持続可能な団体運営等について、外部講師による講習を行います

#### 契約等の締結、経費の支払い等

- ・委託事業、協働事業における契約形態等は下表のとおりです
- ・契約等の締結時に、事業完了後に行う振り返りの際の評価項目等についても協議し、あらかじめ決定しておきます

	委託事業	協働事業
契約等の形態	委託契約または協働契約・委託型	協働契約・補助金型または協働契約・負担金型
契約等の期間	単年度	単年度
更新	原則最大3年間随意契約可 ※評価結果によってはこの限りではありません	3年間を限度に実施年度末に審査会で継続可否を審査
経費の支払い	契約内容による	請求後15日以内に概算払い
3年後の取り扱い	本制度による再提案不可 ⇒プロポーザル等により引き続き委託化することや、市が再び直接実施することなどが考えられます	本制度による再提案不可 ⇒取組結果や市の状況等を踏まえて、事業所管課にて予算化を行うことや、予算化には至らないものの、引き続き連携等を行うなどが考えられます

※協働契約については、次項をご参照ください

#### 協働事業の実施内容を変更するとき

事業内容を変更する場合には事業所管課への申請が必要です。

#### 実施結果の報告、振り返りについて

事業終了後は、実施結果報告書を協働で作成します。なお、協働事業については別途、審査会での振り返りの機会を設けます。(事業実施年度の2～3月頃)

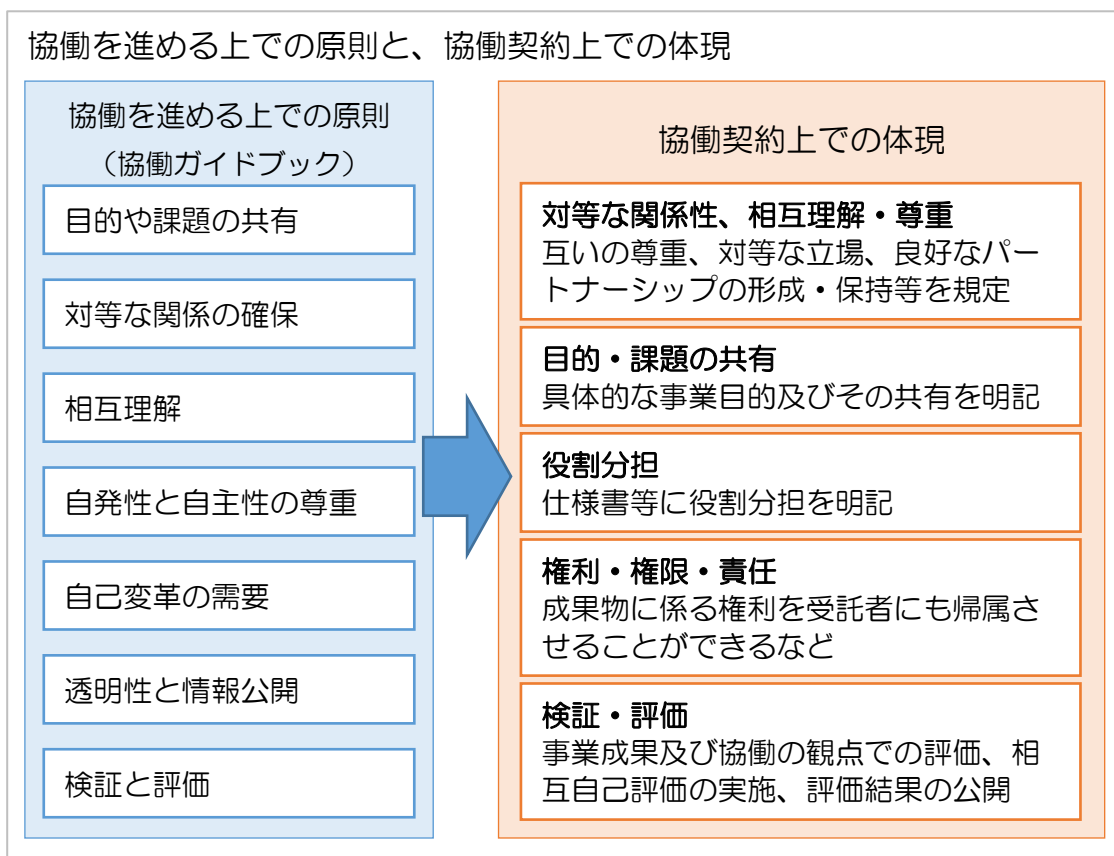
#### 協働事業の経費の精算について

実施結果報告書を提出後、市が補助金等の額を確定します。確定額が交付済みの額より少ない場合(補助金等が余る場合)には、精算(補助金等の返還)が必要です。

## 参考4 協働契約について

協働の取組の実施段階において、良好なパートナーシップを築き、協働の相乗効果を一層高めていくためには、互いのルール等の相互理解や、対等な関係性の確保などが重要です。

「協働契約」は、相互理解や対等な関係性、役割分担等の「協働を進める上での原則」を契約上に盛り込むことで、互いに協働しやすい環境をつくっていくためのものです。



## 協働契約の種類

協働契約には、「委託型」「補助金型」「負担金型」の種類があります。

協働契約の類型	運用方法
協働契約・委託型	○○業務の委託に係る協働契約書（委託型） ○○業務委託契約書 + ○○業務の協働実施に係る協定書（又は覚書等）
協働契約・補助金型	○○補助金交付決定通知 + ○○事業の実施に係る協働契約書（補助金型）
協働契約・負担金型	○○負担金交付決定通知 + ○○事業の実施に係る協働契約書（負担金型）



## 提案者の皆様並びに市職員へ ～協議を行うに当たっての注意事項～

本制度において提案者と市とが対等な関係で協議を行い、互いに Win-Win となる結果を得るためには次の事項が重要です。

協議に先立って、次の事項について制度所管課からご説明いたしますので、事前にご確認をお願いいたします。これらの事項が守られ、建設的な協議となるよう、制度所管課が協議の場に同席いたしますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

### 互いの尊重・相互理解

互いの組織等のルールや状況、立場、得手・不得手等があることを、互いに理解し、認め合った上で、互いに歩み寄る姿勢を持つように意識してください。

- 提案者は、「具体的に、実現（達成）したいことは何か」を意識してください
- 市職員は、「どうすれば提案を実現できるか、どこまで実現できるか」を意識してください

例えば、提案者は、実際の課題を抱える人々に直に接しており（あるいはその当事者であり）、強い想いと使命感を持って提案をされています。一方で、市職員にとって、公金の使い道に関する理由や有効性等についての説明責任は重く、意思決定のプロセスも複雑なため、提案を実現するために越えるべきハードルは少なくありません。

### 対等な関係と率直な意見交換

協働して何かを成し遂げる上では、互いが対等な関係であるとともに、適切で良好なパートナーシップを築くことが必要です。これは、採択後に事業や取組の目標を達成できるかを大きく左右します。

- お互いに率直な意見交換を行うようにしてください。
- 提案者は、自らの貴重な経験や想いを市に伝えるとともに、市職員を課題解決に向けて共に取り組むパートナーとして意識してください
- 市職員は、相手の課題認識を真摯に受け止めるとともに、提案内容や効果の見込み等について疑義があるときは、遠慮なく確認を求めてください。また、提案者を課題解決に向けて共に取り組むパートナーとして意識してください

提案者は地域や社会の課題に直接向き合い、市の知らない現状を知っていることが多くありますが、市も使命感を持って取り組んでいます。市は経費等を支出しますが、だからといって優位な立場にあるわけではありません。お互いがお互いの役割と責任を果たす中で現状があり、互いの持つ強みを生かし合いながら、現状をより良くしていくためにどうすれば良いかを考えるのがこの制度です。